平成２４年（フ）第１３１３１号
東京都杉並区高円寺南１丁目18―14―202
債務者　岡嶋　大介
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９５号
横浜市戸塚区柏尾町751番地１　斉藤ハイツⅡ201号
債務者　井上　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2243番地１
債務者　高良　美樹
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２１６号
沖縄県沖縄市山内４丁目12番８号　エスポワール山内302号
債務者　中村　　等
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０２８号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅８―310
債務者　武　　純子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０９３号
横浜市南区六ツ川２丁目10番地33
債務者　鈴木　　僚
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４９号
東京都日野市旭が丘１丁目20番地の19泰山荘Ｂ―201
債務者　神山　倡康
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１１４号
東京都練馬区富士見台１丁目23―14　セントラルパレスⅡ302
債務者　向井　　淳
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６３号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番14―105号
債務者　福井　里佳
1　決定年月日時　平成24年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５号
京都府福知山市駅南町３丁目93番地　芦田マンションＡ室
破産者　増谷　正巳
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町27番３号
破産者　有限会社プレジール
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２１８号
愛知県春日井市中央台１丁目２番地２
破産者　有限会社ミッションフォートゥーダブルファイブ
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８８号
名古屋市中区新栄２丁目２番24号　あいちベンチャーハウス103号
破産者　株式会社コムテクノロジー研究所
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８９３号
大阪府吹田市豊津町13番24号
破産者　株式会社ローヤルインダストリーズ
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４９号
大阪市浪速区日本橋４丁目１番19号トワエモアビル３階
破産者　株式会社トワエモアシーピー
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１４号
大阪市城東区成育３丁目19番６―401号
破産者　株式会社ジェネット
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８６０号
大阪市浪速区下寺２丁目１番12号
破産者　三浦印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１９号
大阪府箕面市瀬川４丁目４番５号
破産者　株式会社いろは堂
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部